

令和5年6月八戸市議会定例会

提 出 議 案

6 月市議会定例会に付議すべき事件

| | | |
|--------|---|----|
| 議案第68号 | 令和5年度八戸市一般会計補正予算 | 別冊 |
| 議案第69号 | 令和5年度八戸市自動車運送事業会計補正予算 | 別冊 |
| 議案第70号 | 令和5年度八戸市立市民病院事業会計補正予算 | 別冊 |
| 議案第71号 | 令和5年度八戸市学校給食特別会計補正予算 | 別冊 |
| 議案第72号 | 八戸市農業委員会の委員に任命する者につき同意を 求めることについて | 5 |
| 議案第73号 | 八戸市市税条例の一部を改正する条例の制定につ いて | 17 |
| 議案第74号 | 八戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師 の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例 の制定について | 19 |
| 議案第75号 | 承認地域経済牽引事業のために設置される施設に係 る八戸市市税の特別措置に関する条例の一部を改正 する条例の制定について | 21 |
| 議案第76号 | 八戸市優良事業の誘致の促進に関する条例の一部を 改正する条例の制定について | 23 |
| 議案第77号 | 八戸市介護保険条例の一部を改正する条例の制定に ついて | 27 |
| 議案第78号 | 八戸市指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及 び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正 する条例の制定について | 29 |
| 議案第79号 | 八戸市指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及 び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正す る条例の制定について | 31 |
| 議案第80号 | 八戸市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業 の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する 条例の制定について | 33 |

| | | |
|--------|--|----|
| 議案第81号 | 八戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について | 37 |
| 議案第82号 | 八戸市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について | 39 |
| 議案第83号 | 八戸市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について | 41 |
| 議案第84号 | 八戸市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について | 43 |
| 議案第85号 | 新大橋整備工事（その9）請負契約の締結について | 45 |

議案第72号

八戸市農業委員会の委員に任命する者につき同意を求めることについて
八戸市農業委員会の委員に別紙の者を任命することについて同意を求める。

令和5年6月12日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

委員の任期満了に伴う後任の委員を任命するため同意を求めるものである。

| | |
|----|------|
| 氏名 | 赤坂英夫 |
| | 明戸政勝 |
| | 阿達福壽 |
| | 内沢豊 |
| | 籠田悦子 |
| | 加藤浩幸 |
| | 木村武美 |
| | 坂下国男 |
| | 坂本俊之 |
| | 澤向敏一 |
| | 田名部浩 |
| | 寺沢和則 |
| | 外館政博 |
| | 中村正記 |
| | 馬場豊 |
| | 松橋剛志 |
| | 三浦豊 |
| | 森光男 |
| | 谷地秀典 |

議案第73号

八戸市市税条例の一部を改正する条例の制定について
八戸市市税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和5年6月12日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

地方税法施行規則の一部改正に伴い、軽自動車税の種別割の区分について、特定小型原動機付自転車に係る規定の整備をするためのものである。

八戸市市税条例の一部を改正する条例

八戸市市税条例（昭和25年八戸市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第65条第1号ア中「0.05リットル」を「0.05リットル」に、「0.6キロワット」を「0.6キロワット」に改め、同号イ中「0.05リットル」を「0.05リットル」に、「0.09リットル」を「0.09リットル」に、「0.6キロワット」を「0.6キロワット」に、「0.8キロワット」を「0.8キロワット」に改め、同号ウ中「0.09リットル」を「0.09リットル」に、「0.8キロワット」を「0.8キロワット」に改め、同号エ中「及び」を「、」に改め、「三輪のもの」の次に「及び道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車」を加え、「0.02リットル」を「0.02リットル」に、「0.25キロワット」を「0.25キロワット」に改める。

附 則

第1条 この条例は、令和5年7月1日から施行する。

第2条 改正後の第65条第1号エの規定は、令和6年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和5年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

議案第74号

八戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

八戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和5年6月12日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、市立学校の学校医等の公務上の災害に対する補償基礎額及び介護補償の額を引き上げるためのものである。

八戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

八戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（昭和36年八戸市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第7条の2第2項第1号中「171,650円」を「172,550円」に改め、同項第2号中「75,290円」を「77,890円」に改め、同項第3号中「85,780円」を「86,280円」に改め、同項第4号中「37,600円」を「38,900円」に改める。

| | | | | | | | | | | |
|-----|---|--------|--------|--------|---|---|--------|--------|--------|---|
| 別表中 | 「 | 6,245円 | 8,003円 | 9,608円 | を | 「 | 6,340円 | 8,085円 | 9,640円 | 」 |
| | 」 | 5,263円 | 6,240円 | 6,900円 | | 」 | 5,340円 | 6,310円 | 6,925円 | |

に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の八戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（以下「新条例」という。）第7条の2第2項の規定は、令和5年4月1日以後に支給すべき理由が生じた介護補償について適用し、同日前に支給すべき理由が生じた介護補償については、なお従前の例による。
- 3 新条例別表の規定は、令和4年4月1日以後に支給すべき理由が生じた公務災害補償並びに同日前に支給すべき理由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で同日以後の期間について支給すべきものの補償基礎額について適用し、その他の公務災害補償の補償基礎額については、なお従前の例による。
- 4 令和5年4月1日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間に改正前の八戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（以下「旧条例」という。）第7条の2第2項の規定に基づいて支給された介護補償は、新条例の規定による介護補償の内払とみなす。
- 5 令和4年4月1日から施行日の前日までの間に旧条例別表の規定に基づいて支給された公務災害補償は、新条例の規定による公務災害補償の内払とみなす。

議案第75号

承認地域経済牽引事業のために設置される施設に係る八戸市市税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の制定について

承認地域経済牽引事業のために設置される施設に係る八戸市市税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和5年6月12日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令の一部改正に伴い、固定資産税の課税免除の対象となる施設の設置等に係る基本計画の同意日の期限を延長するためのものである。

承認地域経済牽引事業のために設置される施設に係る八戸市市税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例

承認地域経済牽引事業のために設置される施設に係る八戸市市税の特別措置に関する条例（平成20年八戸市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「令和5年3月31日」を「令和7年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第76号

八戸市優良事業の誘致の促進に関する条例の一部を改正する条例の制定について
八戸市優良事業の誘致の促進に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和5年6月12日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

雇用奨励金に係る交付要件の見直し及び交付金額の引上げをするとともに、その他所要の改正をするためのものである。

八戸市優良事業の誘致の促進に関する条例の一部を改正する条例

八戸市優良事業の誘致の促進に関する条例（平成17年八戸市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「の立地協定」を「に規定する立地協定の」に改め、同条第3号を次のように改める。

- (3) 従業員 企業の立地に際し採用され、又は配属された者で、市長が適当と認めるものをいう。

第2条に次の1号を加える。

- (4) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に掲げる中小企業者をいう。

第4条中「を満たさなければ」を「のいずれにも該当する者でなければ」に改め、同条各号を次のように改める。

- (1) 優良事業（本市が南郷の区域に誘致した事業であって、当該事業の用に供する敷地面積が2,000平方メートルを超え、かつ、南郷の区域に新設する家屋、構築物、機械及び装置の固定資産総額が3,000万円を超えるものに限る。以下この号において同じ。）を営む者（当該事業において15人以上の従業員を雇用する者に限る。）であって、本市との間に当該優良事業に係る立地協定を締結したものであること。

- (2) 前号に規定する立地協定の締結の日から3年以内に事業活動を開始する者であること。

第5条第1項各号列記以外の部分中「について、」を「を営む者に対し、予算の範囲内で」、「ものとする」を「ことができる」に改め、同項第1号中「（直接事業の用に供しない部分に係るものを除く。）」及び「事業活動を開始した日の属する年度に」を削り、同項第2号中「建物」を「家屋」に改め、同項第3号を次のように改める。

- (3) 雇用奨励金 次のいずれかに該当する者に対して、5,000万円（中小企業者にあっては、3,000万円）を限度として、従業員（事業活動を開始した日から1年を経過した日において本市に住所を有する者であって、3箇月以上雇用されているものに限る。以下この号において同じ。）のうち、10人（中小企業者にあっては、5人）を超える従業員1人につき30万円以内で市長が定める額を1回を限りとして交付するもの
- ア 投下固定資産の総額が2億円（中小企業者にあっては、1億円）以上であって、従業員の数が11人（中小企業者にあっては、6人）以上である者
- イ 従業員の数が20人以上である者

第5条第2項中「前項」を「前項各号」に改め、同条に次の1項を加える。

3 第1項の規定にかかわらず、市長は、同項各号に掲げる奨励金の交付を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該奨励金を交付しない。

(1) 市税の滞納があるとき。

(2) その他市長が奨励金を交付することが適当でないとき。

第6条を削る。

第7条の見出し中「取消等」を「取消し等」に改め、同条中「指定を受けた」を「規定による指定を受けた」に改め、同条第5号を削り、同条を第6条とする。

第8条の見出しを「(報告等)」に改め、同条中「指定」を「規定による指定」に改め、同条を第7条とし、第9条を第8条とし、第10条を第9条とする。

附 則

1 この条例は、令和5年7月1日から施行する。

2 改正後の第5条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に立地協定を締結した者に係る奨励金について適用し、施行日前に立地協定を締結した者に係る奨励金については、なお従前の例による。

3 施行日前に立地協定を締結した者に係る改正前の第6条の規定の適用については、なお従前の例による。

議案第77号

八戸市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
八戸市介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和5年6月12日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

新型コロナウイルス感染症の影響による保険料の減免に係る申請書の提出期限の特例措置を引き続き実施するためのものである。

八戸市介護保険条例の一部を改正する条例

八戸市介護保険条例（平成12年八戸市条例第13号）の一部を次のように改正する。

附則第9条中「令和3年度分及び」及び「（特別徴収の場合にあっては、当該特別徴収の対象となる年金の支払日）」を削り、「令和4年4月1日から令和5年3月31日」を「令和5年4月1日から同年9月30日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第78号

八戸市指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の制定について

八戸市指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和5年6月12日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

障害児と保育所等を利用する児童を交流させる場合の従業者の配置基準等に係る規定の整備をするためのものである。

八戸市指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
等の一部を改正する条例

(八戸市指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の
一部改正)

第1条 八戸市指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条
例(令和元年八戸市条例第45号)の一部を次のように改正する。

第6条第9項、第7条第9項、第60条第3項及び第68条第4項中「入所して」を「通所し
て」に改める。

(八戸市指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の
一部を改正する条例の一部改正)

第2条 八戸市指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条
例の一部を改正する条例(令和5年八戸市条例第24号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「第41条の2」の次に「(改正後の条例第59条、第63条、第77条、第84条、
第85条、第89条、第97条及び第102条において準用する場合を含む。)」を加え、「同条第
1項」を「改正後の条例第41条の2第1項」に改める。

附則第3項中「第41条の3第2項」の次に「(改正後の条例第59条、第63条、第77条、第
84条、第85条及び第89条において準用する場合を含む。)」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第79号

八戸市指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

八戸市指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和5年6月12日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、重度訪問介護の人員の基準等に係る規定の整備をするためのものである。

八戸市指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
の一部を改正する条例

八戸市指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成28年八戸市条例第65号）の一部を次のように改正する。

第2条第11号及び第12号中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

第6条第1項中「より」の次に「こども家庭庁長官及び」を加える。

第8条に後段として次のように加える。

この場合において、重度訪問介護について準用する第6条第1項中「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣」とあるのは、「厚生労働大臣」と読み替えるものとする。

第45条第1項中「より」の次に「こども家庭庁長官及び」を加える。

第49条第1項中「読み替える」の次に「ほか、重度訪問介護について準用する場合に限り、第45条第1項中「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣」とあるのは「厚生労働大臣」と読み替える」を加える。

第56条第2項及び第57条中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

第105条第4項及び第114条第3項中「より」の次に「こども家庭庁長官及び」を加える。

第181条第1項第2号中「障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令」を「障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する命令」に、「区分省令」を「区分命令」に改める。

第196条の4第1項第2号中「区分省令」を「区分命令」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第80号

八戸市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

八戸市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和5年6月12日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、特別利用地域型保育の基準等に係る規定の整備をするためのものである。

八戸市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の
一部を改正する条例

八戸市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年八戸市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項ただし書中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改め、同項第1号中「第19条第1項各号」を「第19条各号」に改め、同項第2号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同項第3号中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に改める。

第6条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第2号」を「同条第2号」に改める。

第7条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第8条中「第19条第1項各号」を「第19条各号」に改める。

第13条第4項第3号ア(7)中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同号ア(イ)中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同号イ(7)中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同号イ(イ)中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第15条第1項第3号中「第25条」を「第25条第1項」に改め、同項第4号中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第20条第4号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改める。

第35条第1項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「同項第2号」を「同条第2号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第3項中「同項第1号」を「同条第1号」に、「同項第2号」を「同条第2号」に改める。

第36条第1項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第1号」を「同条第1号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「係る法第19条第1項第1号」を「係る法第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「法第19条第1項第1号」を「同条第1号」に改める。

第37条第2項及び第39条第2項中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改める。

第44条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第51条第1項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第2項中「第19条

第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に、「係る法第19条第1項第1号」を「係る法第19条第1号」に、「法第19条第1項第1号」を「同条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、「含む。）」と」の次に「、「同号」とあるのは「法第19条第3号」と」を加え、「となる法第19条第1項第1号」を「となる法第19条第1号」に改める。

第52条第1項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第81号

八戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

八戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和5年6月12日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

自動車を運行する場合の利用乳幼児の所在の確認に係る規定の整備をするためのものである。

八戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

八戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年八戸市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第7条の3第2項中「居宅訪問型保育事業所」を「居宅訪問型保育事業者」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第82号

八戸市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

八戸市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和5年6月12日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

放課後児童支援員の資格要件に当該支援員としての業務に従事してから2年以内に研修の修了を予定している者を加えるためのものである。

八戸市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

八戸市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年八戸市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項各号列記以外の部分中「もの」の次に「（放課後児童支援員としての業務に従事することとなった日から起算して2年以内に当該研修を修了することを予定している者を含む。）」を加える。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第10条第3項の規定は、令和5年4月1日以後に新たに放課後児童支援員としての業務に従事することとなった者について適用する。

議案第83号

八戸市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
八戸市印鑑条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和5年6月12日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の一部改正に伴い、移動端末設備を利用した多機能端末機による印鑑登録証明書の交付を可能とするとともに、その他規定の整備をするためのものである。

八戸市印鑑条例の一部を改正する条例

八戸市印鑑条例（昭和61年八戸市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第12条第2項中「利用者証明用電子証明書」を「個人番号カード用利用者証明用電子証明書」に改める。

第12条の2中「自ら個人番号カード」の次に「又は移動端末設備（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第16条の2第1項に規定する移動端末設備をいい、同法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録された電磁的記録媒体が組み込まれたものに限る。）」を加え、「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律」を「同法」に、「その他必要な事項を入力する」を「の入力その他必要な操作を行う」に改める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第12条第2項の改正規定は、公布の日から施行する。

議案第84号

八戸市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
八戸市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和5年6月12日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

地方税法施行令の一部改正に伴い、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を引き上げ、国民健康保険税の減額に係る基準を緩和するとともに、新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減免に係る申請書の提出期限の特例措置を引き続き実施し、その他所要の改正をするためのものである。

八戸市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

八戸市国民健康保険税条例（昭和30年八戸市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項ただし書中「20万円」を「22万円」に改める。

第24条第1項中「20万円」を「22万円」に改め、同項第2号中「285,000円」を「29万円」に改め、同項第3号中「52万円」を「535,000円」に改める。

第24条の2中「第25条の2」を「第25条の2第1項」に改める。

第25条の2第2項中「その他の特例対象被保険者等であることの事実を証明する書類」を「又は雇用保険受給資格通知（同令第19条第3項に規定するものをいう。）」に改める。

附則第2項中「第24条第1項」を「第24条」に、「同項」を「同条第1項」に改める。

附則第3項、第4項、第6項から第9項まで、第12項及び第13項中「第24条第1項の」を「第24条の」に改める。

附則第17項中「令和3年度分及び」及び「（特別徴収の場合にあっては、当該特別徴収の対象となる老齢等年金給付の支払日）」を削り、「令和4年4月1日から令和5年3月31日」を「令和5年4月1日から令和6年3月31日」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第3条第3項及び第24条第1項の規定は、令和5年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第85号

新大橋整備工事（その9）請負契約の締結について

新大橋整備工事（その9）について、別紙のように請負契約を締結する。

令和5年6月12日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

新大橋整備工事（その9）の請負契約を締結するためのものである。

- 1 場 所 八戸市大字河原木地内
- 2 契約額 242,304,700円
- 3 期 間 契約締結の翌日から令和6年3月31日まで
- 4 契約者 八戸市売市三丁目2番16号
穂積建設工業株式会社
代表取締役 石 亀 晶 丈
- 5 その他 請負契約内容細部については、八戸市財務規則による。

